

令和元年
第10回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和元年第10回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年10月25日（金）午後3時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第10回立川市農業委員会総会

令和元年10月25日（金）

立川市役所208及び209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	原島和也君
2番	鈴木豊君	11番	岩田安雄君
3番	欠席	12番	粕谷久敬君
4番	内野英樹君	13番	欠席
5番	鈴木和昌君	14番	清水一幸君
6番	小峰喜昭君	15番	欠席
7番	山下明君	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	横幕玲子君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。ここへ来て天候が不順で、台風 1 5 号で大変大きな被害がありまして、台風 1 9 号で、また 2 次災害みたいなことが起こりました。また今日は天候が不順で、千葉県、茨城県、栃木県には大雨洪水警報が発令されておりまして、大変雨が多くて心配しております。2 次災害が起こらなければいいなと思っているんですけども、千葉県のほうでは洪水になっているようなところも出ているようでございます。

福島県とか、東北のほうは片づけがなかなか進まないで、泥水との戦いみたいですよ。また陽気が大分寒くなってきましたので、だんだん疲れてきてしまって、体調のほうも心配で、本当にお気の毒でございます。ここで雨が多いので、また元に戻ってしまったかなというような状態なんですね。一日も早く回復していただければいいと思っているんですけども、こちらとしては何の手助けもできないのが心苦しく思っているところでございます。

また立川市も、多摩川の氾濫の可能性があり、消防団も出動したようですけれども、日野橋の一部が破壊されて下がって、今、通行止めになっています。あれも大正時代にできたとかいう大変古い橋なので、将来はどうなるかわかりませんが、あそこは都道になっているんですね。国から東京都に移管されたということで、2 0 号線がなくなったんですよ。そんなわけで大変なんですけれども、一日も早くできるようにお願いしたいと思います。

また、ここで立川市は農業祭が始まります。2 日から搬入と審査がありまして、3・4 日に農産物品評会とイベントがあるわけです。あと宝船の作成等もあるんですけども、各地区でいろいろと協議しておりまして、うちのほうの地区も今夜最終の打ち合わせがあるんですが、陽気のかげんで雨が多くて、農産物があるかないか心配しております。宝船に積

めるかなんていうことも心配しているんですけども、こういう時期で、こういうふうになったということは、ないときもあるわけですから、協力してもらって、品物はあるものをたくさん積んでいただくようになるかもしれないですけども、完成させていただければと思っております。農業祭も農家にとっては一大イベントでございますので、みんなで協力して成功させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和元年10月、第10回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名ですが、16番の馬場委員と17番の梅田委員の御両名にお願いいたします。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出が今回は2件出ております。 (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出が今回は4件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長。

局長 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料、縦長の事務報告をご覧ください。
(1) といたしまして事務報告をさせていただきます。

9月26日(木)、農業委員会農地部会長研究集会。

10月10日(木)、農業委員会経営関係部会長研究集会。

10月16日(水)、現地調査。

10月18日（金）、女性農業委員等研修会。

10月21日（月）、北多摩地区農業委員会連合会理事会。

10月25日（金）、令和元年第10回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

10月26日以降の予定でございます。

10月29日（火）～30日（水）、農業委員会会長研究集会。

11月2日（土）～4日（月）、農業祭・農産物品評会。

11月15日（金）、現地調査。

11月19日（火）、令和元年度東京都農業感謝祭。

11月20日（水）、農業者年金制度推進研究会。

11月25日（月）、令和元年第11回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

11月29日（金）、令和元年度農業委員会活動推進フォーラム。

11月30日（土）～12月1日（日）、世界都市農業サミット分科会・シンポジウム。

事務報告については以上でございます。

続きまして、報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定によります届出、先ほど会長からもありましたが、今回は2件出ておりますので、御報告いたします。お手元の資料の横長のもの、第10回立川市農業委員会総会報告、資料をご覧ください。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目でございます。農地の所在は上砂町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は374㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町8丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は698㎡。転用目的

は住宅用地でございます。

御参考までに周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定によります届出について、こちらは４件ございますので、御報告をいたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございますので、御参照ください。

１件目、農地の所在は西砂町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は１７９㎡。転用目的は道路用地でございます。

２件目、農地の所在は西砂町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は３２５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は一番町６丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は２８１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目、農地の所在は富士見町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１４６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 　ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 　質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第１号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、１件を議題といたします。

申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に、議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意

思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

現地調査を10月16日、申請者の立ち会いのもと、粕谷会長、馬場委員、原島委員、梅田委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は1件でございます。

議案第1号、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は砂川町1丁目の4筆となります。略図1をご覧ください。

略図1は自宅の南側に位置する農地で、ジャガイモ、サトイモ、ネギなどが作付けされておりました。茶の木やうど穴など、現在は利用されていないと思われる樹木や農業用施設などが見受けられましたが、早急に片づけるとのことでした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

今後も引き続き農業経営を継続していくことを確認しております。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。議案第1号の補足説明、順番にいききたいと思います。馬場委員、原島委員、梅田委員の順にいききたいと思います。

まず最初に馬場委員、お願いいたします。

16番 この方は、本人と奥さんと2人で農業をやられている方ですけれども、今、次長からお話があったように、略図の上のほうに家があって物置があるんです。物置の先のほうにうど穴とか、昔はうどをやっていたので、活用されていたんですけれども、今はうどをやめたということで、このうど穴を、

今日明日というわけではないんですけれども、埋めるという方向になっております。それ以外のところは問題ないと思います。

以上です。

議長 続きますして、原島委員、お願いいたします。

10番 この方のところは測量が入っていて、納税猶予を受ける畑のところの境の杭等は全部確認しました。畑は多少荒れていましたけれども、本人自身がやるつもりでいるということがよくわかりましたので、申請が出てきていますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 続きますして、梅田委員、お願いします。

17番 概ねお二方が説明されたのと同じようなことです。1点気になったことは、どこの家でも多いことかもしれませんけれども、隣同士の出し合い道、これが厄介な気がするなということ。これは仕事とは全く関係ないんですけれども、その辺のところは早めにはっきりさせておいたほうがいいかなという感想を持ちました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問、確認等がありましたらお願いいたします。山下委員。

7番 うど室についてなんですけれども、うどはやめていても、サツマを保存したりにも使えると思うんですが、そうであっても、あってはいけないんですか。

議長 そんなことはないです。今回の場合は、もううどもやらない、それで畑もかなり減っているんですね。ここのところを猶予制度を受けていただいたんですが、続いて、すずかけ通りの南にもかなりあるんです。北にもあるんですが、そこはいろいろ事情があって、農業ができるか、できないかということらしく、ここの部分ぐらいになってしまうのかなということなんです。

もしあれだったら、言っていたら、そこは無理に壊すことはないし。ただ、昔、うどをやっていて、ウインチで上げるようなパイプでつくった柵がありますよね、ああいうものももうほとんど使っていないので、ささらほうさらになっているような感じなんです。また、うど穴があるようなところが小高くなっているんですよ。お茶の木も伸びてしまっていますから、そういうものを片づけたりしてもらって、もし使わないようだったら、小高くなっているようなものの土をそこに戻してしまっただけの方がいいのではないかと思います。そうすればトラクターも自由に入れるしということなんです。今、そんなような状態なんです。

7 番 了解しました。
議長 ほかにございませんか。

それでは私のほうから。私も立ち会っているわけなんですけれども、今、三者からいろいろ御報告がありましたが、この方は大変広大な農地を取得してあったんですけれども、いろいろな事情がありまして、大分農地が減少していくと思われるんです。

それで、猶予制度を受けていただいたところは一部なんですけれども、今、梅田委員のほうからも報告がありましたが、出し合い道で、将来いろいろトラブルが発生しそうなので、早めに解決して、あまり先にいかない方がいいのではないかと思います。

どうしてもそういう境の問題は感情的になってしまうと大変なことになりますので、冷静に判断をしていただければいいのかなということで、本人には報告させていただきましたけれども、あまりトラブルのないようにやってくださいということも言ってきました。これはどこかへ行ってしまいうけにいかないで、ぜひ平和に解決していただくようにということもお願いします。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、申請人を呼んでいただきたいと思えます。

〔申請人 着席〕

議長 今日はお忙しいところをすみません。先だっではお邪魔いたしましたして、ありがとうございます。また、猶予制度を受けていただきまして、ありがとうございます。

申請人には、相続税納税猶予というものは十分御理解をしていただいていると思うんですけども、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思つて、今日はお呼びしたわけなんですけど、ぜひ御協力をしていただきたいと思えます。

農業委員会といたしましては、相続税納税猶予制度が適正に運用されなければ、制度そのものが維持できなくなってしまうして、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうと考えておりますので、よろしく御協力をしていただければと思っております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思えますので、よろしく願いします。

簡単なことですが、両部会長が御質問しますので、お答えを願えればと思えます。

まず最初に農業経営部会長、次に土地利用副部会長の順にいきます。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしく願いします。

17番 どうもこの間は御苦労さまでした。また、今日は足元の悪い中を御苦労さまです。簡単な質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された

農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点についてお答えください。

申請人 私の父親は10年前に亡くなって、今年の1月に母親が亡くなりました。父親が亡くなった後からずっと農業をやっていたんですけども、最初の相続のときは訳もわからず、変な言い方ですが、畑をかなり残し過ぎてしまって、手が回らない部分もあったんです。今回は相続税とかいろいろありまして、大分畑も減ってしまうんですけども、残された畑はきちんと管理して、生涯守って、耕作していきたいと思っております。

子どもも大学生と高校生で手が離れたので、私の妻ももう数年前から一緒に畑仕事をやってくれているので、今後も一緒に継続してやっていきたいと思っております。

17番 体に気をつけて頑張ってください。私からは以上です。

議長 続きまして、内野土地利用副部長、よろしく申し上げます。

4番 今日は御苦労さまです。重複することがあるかと思えますけれども、質問させていただきます。

相続税納税猶予制度は、農業だけに適用された特例措置です。各市町村の農業委員会では、この制度を存続させるように、さまざまな努力をしています。申請者や家族の方が農地

の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできません。

適用申請農地は、原則として申請者自身が耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑法の施行により貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸しているものの農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対で貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこで、お尋ねします。特例適用申請農地について申請者自身がどのようにかかわっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 今回残った畑はほぼ納税猶予を受けるんですけども、生涯、私の体が動くうちは自分と家族で、子どもも最近は少しジャガ植えなども手伝ってくれますので、一緒にやっていきたいと思いますが、もし病気やけがなどで農業が困難になったようなときは、皆さんに相談したり、農協さんでもトラクターをかけてくれるとかいうのがあるらしいので、そういうものをいろいろ話を聞きながら、生涯継続してやっていきたいと思っています。

4 番 ありがとうございます。納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的とした猶予制度でございます。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきましたので、今後ともよろしく願います。頑張ってください。

議長 ほかの委員で何か御質問があればお伺いいたします。ございませんか。

10 番 さっき梅田委員がおっしゃった、隣のうちとの境の問題ですが、さっき本人が来る前に話が出たときのことで、いろいろ

ろ揉んでおいたほうがいいのかなどというところもあるんです。農業委員会として、そういうことになったときの対処の方法とかを具体的に話をしておいたほうが、けんかのもとにならないのではないかなと思うんです。その辺は、農業委員会のほうでどういうふうな対処をとるような形にしたらいいのか。滅多にないことなんですが、片方の農家に対してもうまくいくように、どんな手段でやったらいいのかなどというところの話を、少し揉んでおいたほうがいいのかではないのかなというのがちょっとありましたので、今、話をしました。

議長　　今の御質問は本人にではなくて、農業委員会に対してですか。

10番　　農業委員会のほうの考えも頭に入れておいて……、なかなかこういう問題は発生しなかったのです。

議長　　境界の問題なんですけれども、これは隣との境界ですから、農業委員会であれやれ、これやれということではなくて、ちゃんと両方で話し合って、納得のいくようにしていただかないと、農業委員会が、ここが境だから、こうではないかとかいうのはなかなか難しいんですね。農業委員会で指示するのは、境のことは、はっきり両方で話し合って、それから専門の測量さんを入れるなどしてやらないと、農業委員会としては、ここだからとかいうことはできないんですね。

さっき言いましたように、早めに感情的にならないで話をして、境をちゃんと主張していただければいいのかと思います。もしそういうふうなことがあったら、そのように答えてもらえばいいのかと思います。

ほかに御質問はございませんか。内野委員。

4番　　原島委員がおっしゃったのは、今後どういうふうに進めていったらいいのかという感じかなと思ったんです。

10番　　今日初めてこの問題が出たんですけれども、実はうちの六番のほうでも出し合いの道があって、道路の半分ずつを出し合っているうちもあるんですよ。そういう面で、これから先、

相続があった場合に、どういうふうな形になるのかということも多少なりでも話に出しておいたほうが、これから対処のほうもできるのではないかなということでも話をしたんです。具体的に決まらなくても、こういうふうにやったほうがいい、ああいうふうにやったほうがいいという案があって、農業委員会のほうから言葉がいただければいいのかなということでも質問させていただきました。

4 番 私個人の意見ですけれども、こういう出し合い道の場合、まだ決定していないということで、相続税の納税猶予に入れますよね。入りますよね。道は入らないんですか。

申請人 入ります。

4 番 入れてしまうとなると何かのときに、話がうまくいって、お互いに半分ずつ出すとかいう場合はいいんですけれども、どちらかが多いとか少ないとかとなった場合に、それを外すような形になってしまふとまずいのかなと思ったんです。私個人の考えです。

議長 あの石は確定しているんですよ。

申請人 そうです。

議長 だから、農業委員会としては、確定していないとできないから、例えば隣の方から、この石はもっと向こうだよと言われてしまうと、農業委員会としては、そこまでの面積でやっているから、どうすることもできないんですよ。

申請人 うちでやってもらっている測量屋さんが、隣にマンションが建っているんですけれども、ちゃんと図面があるので、そこからの境というのはもう狂いようがないわけです。その辺は大丈夫なんですけれども、ただ、隣の方がちょっと……。

16番 隣接しているアパートというか、マンションというか、あるんですけれども、あれが境に接するようにやっていけばいいんですけれども、このぐらい空いているんですよ。それが問題なんですよね。問題というか、別に問題にもならないんだけれども。

申請人 隣も通れるように、マンションの塀と出し合い道の中心が、測ったらお互いに90cmずつで、180cmの道になっているんですよね。

議長 農道だから6尺の道になっているわけですよね。それがマンションのほうが広がっている、セットバックしたわけですよね。何かあったときに自分でも通れるということになっているわけですよね。

ということなので、あの石があるのは確認させてもらったけれども、あれがもう正規な石なんですよね。だから、それは問題ないと思うんです。

だから、それを移動したり何かしたら困ってしまうわけだけれども、もし隣の方が何か言ったら、ここだと言ってもらわないと困るわけですよね。それをずらしてしまったりすると、面積も違ってきてしまうわけですよね。

申請人 隣が言っていたのは、測量屋さんが言うには、あれは別に言っているだけで、隣の方が何か気に入らないのか何か。

議長 それは農業委員会としては何も言えないわけですよ。農業委員会は確認させていただいたわけですから。境の問題というのはどこでもあるわけなんです。

申請人の場合には、もう測量しているわけですから、ちゃんとしたものになっているわけですから、問題ないと思うので、その石は動かさないほうがいいですよ。いろいろなことがあると思うんですけれども、隣近所で仲良く平和に解決してもらえればいいかなと思うんです。

申請人 そんなに仲良くないんです。

議長 農業委員会としては、いろいろなことに対して、質問されたときにはお答えできますけれども、ああしろとかこうしろとかいうことは、石はちゃんと入れておいてくださいということだけで、あとはなかなか言えないですよね。お互いのごとがありますのでね、また両方の意見を聞かないとわからないわけですから、農業委員会はそこの部分だけを調査してと

ということなので、御理解してもらえればいいかなと思うんです。

あちこちに行ってしまうわけではないので、ずっと子どもの次の世代もいるわけですから、仲良く平和にやっていただければいいのかなと思いますので、末永くやっていただければ。

それで、今、両者から質問していただいたんですけれども、相続税猶予制度というのは、こういうものだということがこの封筒の中に書いてありますので、申請者一人だけではなくて、御家族で検討をちゃんとして、後世に残すようにお話をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。

境というのは大変なんですよ。測量屋さんが入っているんですよ。

申請人 隣のマンションをつくったときに測った測量さんの図面があるんです。それを見ればもう。

議長 一目瞭然でわかるわけでしょう。あそこに杭があるんだから、それはちゃんと動かさないようにしておいたほうがいいですよ。

申請人 父親も、そんなに適当な位置には入れていない。隣同士でちゃんと話をしたと思うんです。

議長 適当というのはないですからね。

10番 片方の人とその畑の道を通行できなくなると困るので、その理解がどうなのかなというところなんです。

申請人 うちは自分のところは通れるようにはなっているんですけれども。

議長 人間というのは欲が出るから、境からこのぐらいでもなかなか納得ができないんですよ。だから、そこは話し合いで、もうここにあるんだからということでやっていただいたほうがいい。

申請人 石がこうなっているとか。

議長 あの石はこのぐらい出ていましたね。

申請人 そうですね、あれは60cmぐらい……。

議長 中に埋まっているから。そんなに簡単には動かない。それで、原道だから、トラクターはあんなほうには行かないから。トラクターがぎりぎりに行くと寄って行ってしまうんですよ。それは大丈夫だと思うんです。

畑と畑だと、昔はウツギだったから。今でもウツギがあるけれども、そこにトラクターをぎりぎりに持って行ってしまおうと、ウツギだからどんどん寄って行ってしまいますよね。今回の場合は、それはないと思うので、仲良くやってください。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は7件を議題といたします。

なお、申請者に梅田委員と岩田委員の世帯が含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、議事にかかわることができませんので、一時退席していただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、退席してください。

〔11番・17番委員 退席〕

議長 事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 引続き農業経営を行っている旨の証明について説明いたします。

現地調査を10月16日、申請者の立ち会いのもと、粕谷会長、馬場委員、山下委員、島田委員、内野委員、粕谷

久敬委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

今回は7件でございます。番号に沿って御説明いたします。議案第2号の1、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地につきましては栄町3丁目の3筆。略図1をご覧ください。

略図1は自宅の南に隣接する農地で、ナスを中心に栽培しているハウス5棟のほか、コマツナ、ダイコン、カブ、ネギ、サトイモ、ジャガイモなど多品目の野菜が露地に植え付けられておりました。

生産物は、庭先販売のほか、みの一れ立川へ出荷を行っているとのことです。

肥培管理は良好でした。

これまで労働力の補助として、「農の雇用制度」により雇用していた方はやめたとのことで、農業従事者は、申請者と息子さんです。

議案第2号の2、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については柏町4丁目の4筆となります。略図2をご覧ください。

略図2-1は自宅の北西に隣接する農地で、ハウレンソウ等の苗床としてビニールハウスを5棟余り保有し、露地にはダイコン、キャベツ、ハクサイ、シュンギク、ネギなどの多品目の野菜が作付けされておりました。

略図2-2をご覧ください。略図2-2は柏町団地南側に位置する農地で、ネギ、ブロッコリーが作付けされておりました。

いずれも肥培管理は良好でした。

生産物は、主に契約出荷をしており、一部は玉川上水遊歩道近くで庭先販売もしているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子どもでございます。

議案第2号の3、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については砂川町1丁目の2筆。略図3をご覧ください。

略図3は自宅の南に隣接する農地で、育苗・育成用ハウス4棟のほか、露地にはダイコン、ホウレンソウ、ネギ、ニンジンなど多品種の野菜が作付けされておりました。なお、特例農地の中心に四角で囲まれている部分には井戸が設置されており、納税猶予の対象とはしてはいないことを確認しております。

生産物の販売は、みの一れ立川を中心に行っているとのことです。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と息子さんでございます。

議案第2号の4、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、砂川町2丁目の2筆、砂川町3丁目の2筆、砂川町8丁目の5筆でございます。略図4をご覧ください。

略図4-1ですが、大山道の東側に位置する農地で、整地耕うんされておりました。

略図4-2は金比羅橋の北側に位置する農地で、育成用ハウス3棟にパプリカ、トウガラシなどが生産されておりました。

略図4-3は西武線の北に位置する農地で、露地にキャベツやダイコン、モロヘイヤを作付けしていたほか、育成用ハウスには、トマト、ベイナスなどが作付けされておりました。

生産物は市場出荷を主に行っており、一部を庭先販売で行っているとのことでした。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

議案第2号の5、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は一番町1丁目の1筆でございます。略図5をご覧ください。

略図5は昭島市との市境に近く、自宅の北側に隣接する農地で、畑一面にネギが作付けされておりました。

生産物は契約出荷で、主にスーパーマーケットに出荷しているようでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第2号の6、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については一番町2丁目の3筆。略図6をご覧ください。

略図6-1ですが、こちらは五日市街道南側の自宅の南に位置する農地で、整地され、一部はサトイモ、コマツナが植え付けられておりました。また、ハウスには収穫されたオカボが干されておりました。

略図6-2は西武拝島線の南側に接する農地で、サトイモが作付けされておりました。

生産物はほぼ自家消費で、オカボの稲わらは地域の伝統行事のたいまつに活用されているようでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第2号の7、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地については、西砂町2丁目の2筆と3丁目の1筆となります。略図7をご覧ください。

略図7-1は自宅の南に隣接する農地で、カキやレモン

などの果樹のほか、ハウス 2 棟にはピーマン、ナスなどが整然と植え付けられておりました。

略図 7-2 は西砂小学校の西側の農地で、ダイコン、ニンジンなどの野菜が半分、残りの半分はキウイやナシなどの果樹を栽培していました。

生産物は、庭先販売のほか、みの一れ立川、直売所等へ出荷を行っているとのことでした。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第 2 号は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から、順次補足説明をお願いしたいと思います。補足説明、番号 1 を私、粕谷。番号 2・3 を馬場委員、番号 4 を山下委員、番号 5 を島田委員、番号 6 を内野委員、番号 7 を粕谷久敬委員の順にいききたいと思います。

番号 1 を私のほうから説明させていただきます。

この方は大変几帳面な方で、いろいろな作付けをしておりまして、直売とみの一れ立川ですね。境等も、複雑な地形になっておりますが、全部確認をさせていただきました。ここはもうほとんど動かないところでございますので、塀等がしてありますから、そこに杭がありますので、問題ないと思います。また、隣との畑の境界もちゃんと境で整地されておりますので、問題はないと思います。

また、先ほど農の雇用でやっていた方がやめられたということなんですが、お母さんも高齢で、あと御本人とでやっていたんですけれども、先ほど言いましたように大変几帳面な方で、今、一生懸命農作業をしておりますので、問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、番号 2・3 を馬場委員、お願いします。

16番 まず番号 2 の方ですけれども、この方は本人と奥さんと息子さん等、あと週に 2 回ほどボランティアさんが来るという

ことで、計5人で農業経営を行っております。境等につきましては、4筆に分かれておりますけれども、全て住宅との境ですので、確定しております。この方は本当に一生懸命やられておりました、瑞穂町のほうかな、畑等もまたどこかを借りてやっているほどですので、大丈夫だと思います。

番号3の方ですけれども、こちらは、この方と息子さん夫婦と3人でやられております。2筆に分かれておりますけれども、ハウスが全部で5棟ありまして、今はシュンギクと、いろいろなものが植わっております、そのほかにも結構面積を持っているんですけれども、一生懸命やられておりますので、この方も特に問題というところはありません。

以上です。

議長 続きまして、番号4を山下委員、お願いします。

7番 こちらの方は、働き者の方でございまして、その息子さんもとても働くのが大好きなぐらい野菜を一生懸命やっている方です。

略図4-1におきましては、耕うんはしてありましたけれども、昔、ハウスがあったということで、少しそのハウスの古い錆びたものが積んでありましたので、その辺を片づけていただきたいという旨はお伝えしてあります。

続きまして略図4-2のほうですが、こちらはハウスが4棟ございました。1棟はトマトを収穫後のものと、パプリカ、あとフクミミというトウガラシ系のものがつくってあったんですけれども、境のほうは、ほぼ周りが建物に囲まれておるんですけれども、境界の石がちゃんと見えたかというところ、その辺は不明確でありまして、確認はできませんでした。

続きまして略図4-3のほうですが、こちらにもハウスが4棟ほどございまして、トマトの収穫後のハウス、ペイナスがつくってあるハウス、それから露地にはモロヘイヤ、カリフラワー、ダイコンの作付けがしてありました。

肥培管理等も良好でございしますが、こちらのほうも境のほ

うはよく明確にはなっていなかったなと思っています。

それと、略図4-2、4-3においては、ビニールハウスのビニール、これが残念なことに、あまり目立たないところではあるんですけども、相当な量のビニールが積んでありまして、納税猶予を受けている畑となりますと、あまりふさわしくないなというところで、本人はもう手が回らないということではありましたけれども、ルールはルールなので、きれいにしていただきたいなと感じました。

以上でございます。

議長 続きまして、番号5を島田委員、お願いします。

8番 この方は本当に一生懸命やられており、自宅の北側の部分でネギを生産しており、本当にきれいにされているので、問題はないと思います。

議長 続きまして、番号6を内野委員、お願いします。

4番 この方は、まず略図6-1のところなんですけれども、ここはオカボを生産した跡ということで、きれいに整地されておりまして、境のほうも確認できましたので、問題ないと思います。

続きまして略図6-2ですけれども、こちらは西武線の南側ということで、下側の道が狭くて、車で入るのが大変なのかなと思いましたけれども、こちらの畑も大分きれいに耕作されておりまして、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、番号7を粕谷久敬委員、お願いします。

12番 この方は大変熱心に農業をやっている方で、番号7の1と2は西砂小学校の西側に位置する畑でありまして、先ほど次長のほうからお話があったとおり、ダイコン、ニンジンがきれいに作付けしてあり、北側には、昔はナシが植えてあったそうなんですけど、いろいろ消毒等で近隣とトラブルになるということで、片づけてありまして、かわりにキウイが植えてありました。

番号7の3のほうの畑は、自宅前の畑になりまして、ここにはハウスが2棟、育苗用とピーマンが植え付けてありまして、その北側にナスも植え付けて、きれいに管理されておりました。

境界もきれいに確認できましたし、畑等も大変管理のいい畑でした。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、私のほうから。今、山下委員のほうから話がありましたけれども、ビニールなんですけど、張りかえて、そのビニールをその端のところへ積んでおくと、そのままになってしまうんですよね。そうすると、だんだん風化して行って、重くなってしまっ、お金もかかりますから、大変でも、トラックがあればトラックに積んで、すぐ業者へ運んだほうがいいのかと思うんですよね。ためてしまうと、1t車のトラックへ載らないくらいの量になってしまうんです。雨風に吹かれてくるとだんだん風化して、泥が入って重くなってしまいますので。

それから、ハウスの倒れたものとか、残骸を畑の隅に置いておくというのも、鉄屑になりますから、それは鉄屑屋さんへ持っていけばお金になりますからね、そういうものも早急に片づけていただいて、有効的に農地を使うのが猶予制度の基本ですから、あまり隅に何かを置いたりすると、何かあったときに税務署のほうから指摘された場合に困りますので、農業委員会は何をやっているんだということになりますので、そういうところはスムーズに片づけておかないと、後でトラブルになっても困りますので、そのための3年に一度の現地調査でございまして、そこを理解していただくようにしていただかなければいけないのかなと思います。

いろいろ資材を使うものに対してはいいと思うんですけれ

ども、終わったものは、もう再生をしないわけですよ。そういうところを理解していただいて、早急に片づけていただくようにしたほうがいいのかなと思います。これからそういうことがあったら、地元の農業委員は、何かの機会がありましたら、会の席で話をさせていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質問はございませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないものと認め、採決に移りたいと思います。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。
梅田委員と岩田委員に席に戻るようにお伝えください。

〔11番・17番委員 着席〕

議長 それでは、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明でございます。

生産緑地に係る農業の主たる従事者について、今回は1件でございます。

土地の表示は西砂町1丁目の3筆となります。全体の面積が7,097㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容が、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」となっております。

議案第3号については、以上でございます。

議長 調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。
補足説明、番号1、鈴木和昌委員、お願いいたします。

5番 この方は、申請者であります息子さんとともに野菜の耕作を行っており、主に薬物、ダイコン、ニンジン、ジャガイモ、

夏は果菜類を生産栽培しておりました。販売先は昭島にある団地に軽トラックで行って引き売りをするという形で、週3回、4回ぐらい行っていたそうです。2～3年前に体調をくずしまして、それ以降、若干耕作ができずにいたところ、徐々に体のほうも悪くなり、息子さんもそちらのほうにかかり切りになってしまい、畑のほうはここ2年ばかりはあまりできておりませんでした。去年の農地パトロールで引っかかり、文書指導という形になったところでもあります。

その後、介護認定がおりたため、息子さんには、事故理由での買い取りもできるよという形でのアドバイスもしたんですが、残念ながら、今年の2月にお亡くなりになりまして、今回の申請となりました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

私のほうから。これは自宅が五日市街道に面していたところの人ですか。

5番 以前はそうでした。

議長 縦長のところは建売住宅ができていて、その隣接している畑が前の農業委員だったのですよね。現状はどうなんですか。

5番 先日行ったところ、そのときには、まだ相続は決まっていないと言っていたんですけれども、いろいろ相談をしたところ、こういう形になったわけですね。息子さんのほうもあまりやる気がない。

議長 現実的に畑は草が……。

5番 除草剤をかけて、うなっているぐらいですね。家の周りこそうなんですけれども、北側の縦長のところは以前とあまり変わりはないです。だから、隣地の畑の方に関しては、なくなっただけが本当はいいと思っているのかなと思います。キツネが出て、この辺をちょろちょろしているというので、すみついていて可能性もありますので、きれいにしたほうがい

いのかなと思います。親子で5匹ぐらいいるそうなんです。
イノシシは横田基地沿いのほうです。

議長 息子さんも多分あまりやる気はない。お幾つぐらいの方ですか。

5番 48～49歳ぐらいです。

議長 まだ若いですね。勤めているんですか。

5番 勤めたことはないと思います。私と一緒に就農したので、もう23～24年はやっているはずですよ。

議長 亡くなられたお父さんは幾つだったんですか。

5番 82～83歳です。息子さんは長男ではなくて、次男なんです。長男は私より4歳上なので、55～56歳の方がいらっしゃるんですけども、近隣にはいるんですが、独立しています。農作業のほうには全くタッチをされなかったんですよ。

議長 今の自宅の周りのところも、かなりうっそうとしていましたよね。

5番 あそこは何とかうなったりはしたんですけども、そこぐらい残すのかなと思ったんですが。

議長 どこもそうですが、この辺も過去は一面が農地だったんですよ。大変いい場所なんですけれどもね。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することにいたします。

本日の審議予定はこれで終了でございますが、何か御質問がありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、総会を終了したいと思います。

次回の総会は11月25日月曜日、午後3時から210

会議室となっております。

本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後 4 時 11 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員